

# 令和5年度福岡市の農業施策に関する意見書

令和5年12月7日

福岡市農業委員会

## 意見書の提出にあたって

農業は、国民の主食である米をはじめ、麦、野菜、果実、食肉等の食料や花卉等を生産（畜産）する国の根幹をなす産業であり、農地についても、国土及び自然環境の保全、災害防止や良好な景観の形成等、国民の生活を支える多面的な機能を有しています。

しかし、我が国の農業を取り巻く環境を見てみますと、農業従事者の高齢化、後継者・新規就農者の不足、狭い国土での非効率的な生産による農業収入の低迷、異常気象等に左右される不安定な収穫量、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害拡大等非常に厳しいものがあります。さらに、国際情勢による影響などにより、エネルギー資源をはじめ、農業資材の価格高騰が起こるなど、農畜産物の生産に多大な影響を与えております。

このような中、本意見書は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」に日頃から密接にかかわり、農地、農業従事者の実情を知る農業委員会が今後の推進を効率的かつ効果的に実施するにあたり、必要な施策について提出するものです。

福岡市では、農業経営主の平均年齢は令和4年度に73.3歳と、年々高齢化が進むとともに、認定農業者数は減少傾向にあり、将来の担い手となりうる新規参入者への支援については、既存の枠組みにとらわれず、施策を検討する必要があると考えます。

他方、耕作放棄地については、再生に多大な労力と経費を要し、再生後の維持にあたっては、非効率かつ有害鳥獣対策が必要な箇所が多く、荒廃化を抑止するためには、従前の利用とは異なる利用など発想の転換が必要であると考えます。

福岡市では、これらの課題を踏まえ、農林業総合計画に基づき様々な施策に取り組まれることと思いますが、生産基盤である農地の持続的な利用を支えるとともに、農業経営の安定・向上に取り組んでいただき、新鮮で安全な農畜産物の安定供給を図っていただくことをお願いします。

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化

- (1) 農地利用の集積率向上のための担い手の育成
- (2) 利用権設定の円滑化

## 2 遊休農地の発生防止・解消

- (1) 共同で農業経営ができる仕組みづくり
- (2) 中山間地域における遊休農地対策
- (3) 耕作放棄地の活用

## 3 新規参入の促進

- (1) 新規参入者等の支援のあり方の検討
  - スマート農業導入の促進（新規）
  - 農家子弟の家業継承への支援（新規）

## 4 福岡市農林業総合計画の着実な実施